

平14.12.31以前開始事業年度における試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書

旧別表六(六) 平十五・四・一以後終了事業年度分

御注意

○ 平成15年1月1日以後に開始し、かつ平成15年4月1日以後に終了する事業年度分については、平成15年改正法人税法施行規則別表六(六)から別表六(八)まで(別表六(六)から別表六(八)まで)を御使用ください。  
○ 中小企業者等の試験研究費の税額控除は、資本又は出資の金額が一億円以下の法人でその発行済株式の総数又は出資金額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、適用がありませんので、御注意ください(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください)。

		事業年度		法人名							
試験研究費の額		1		円		判定基準となる試験研究費の明細					
増	(1)のうち特別試験研究費の額 (2)の計	2				事業年度 又は連結事業年度	試験研究費 の額	当該事業年度の月数 66の事業年度の月数又は 連結事業年度の月数	改定試験研究 費の額(17)×(18)	順位	
						16	17	18	19	20	
試験研究費の額の計算	増加試験研究費の額 (2)÷(3又は事業年度数若しくは連結事業年度数)	3		前五年以内開始事業年度又は前五年以内開始連結事業年度	平	円	円	円			
		4 (1)-(3) (1)≤(2)の場合は0)			平						
		5 増加試験研究費の額の支出基準額 $(4) \times \frac{15}{100}$			平						
		6 当期の所得に対する法人税額 (別表一(一)[2]、別表一(三)[7]又は別表一(三)[2])			平						
		7 税額 (2)の金額がない場合 $(6) \times \frac{12}{100}$			平						
		8 基準額の計算 (2)の金額がある場合 $(6) \times \frac{12}{100} + (2) \times \frac{15}{100}$			平						
		9 税額の計算 $(6) \times \frac{14}{100}$			平						
		10 税額の控除 (8)と(9)のうち少ない金額			平						
		11 法人税額の特別控除額 (5)と(7)のうち少ない金額又は(5)と(10)のうち少ない金額)			平						
		12 中小企業者等の試験研究費の額の支出基準額 $(1) \times \frac{10}{100}$			平						
	13 中小企業者等の試験研究費の税額控除 $(6) \times \frac{15}{100}$		平								
	14 法人税額の特別控除額 (12)と(13)のうち少ない金額)		平								
	15 法人税額の特別控除額 (11)又は(14)		平								
				円		(19)のうち上位3順位の合計額		21			
						基準試験研究費の額 (前2年以内に開始した事業年度又は連結事業年度の(19)の金額のうち最も多い金額)		22			
						特別試験研究費の額の明細					
						特別試験研究費の内容		特別試験研究費の額			
						23		24			
								円			
						計					

## 旧別表六(六)の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が平成15年改正前の措置法（以下「平成15年旧措置法」といいます。）第42条の4（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「試験研究費の額1」には、当期の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額を記載します。  
 なお、試験研究費に充てるために他の者（その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。）から支払を受ける金額がある場合には、その支払を受ける金額を控除した金額を記載します。
- 3 「比較試験研究費の額(2)÷（3又は事業年度数若しくは連結事業年度数）3」は、適用年度の開始の日前5年以内に開始した各事業年度の数又は各連結事業年度の数が3に満たない場合には「3又は」を消し、その各事業年度の数又は各連結事業年度の数が3以上の場合には「又は事業年度数若しくは連結事業年度数」を消して記載します。
- 4 「中小企業者等の試験研究費の額の支出基準額(1)× $\frac{10}{100}$ 12」は、平成15年旧措置法第42条の4第2項の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 5 「 $\frac{\text{当該事業年度の月数}}{\text{(16)の事業年度の月数又は連結事業年度の月数}}$ 18」の分子には、当期の月数を、分母には、「16」の事業年度の月数又は連結事業年度の月数をそれぞれ記載します。  
 なお、月数は暦にしたがって計算し、1月に満たない端数は1月とします。
- 6 「特別試験研究費の内容23」には、当期の試験研究費の額のうち特別試験研究費の額がある場合に、その特別試験研究費の内容を記載します。  
 なお、この場合に、その特別試験研究費の額が平成15年改正前の措置法令第27条の4第5項第1号から第3号まで又は第6号（特別な試験研究）に掲げる試験研究に係るものであるときには、平成15年改正前の措置法規則第20条第1項又は第5項及び第6項（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除に係る証明等）に定めるところにより、所定の証明書の添付が必要とされますので御注意ください。

中 小 企 業 者 の 判 定							
発行済株式の総数又は出資金額	a		大規模法人の明細 保有する	順位	大規模法人名	株式数又は出資金額	
常時使用する従業員の数	b	人		1		g	
大規模法人の株式数等の保有割合	第1順位の株式数又は出資金額 (g)					h	
	保有割合 $\frac{(c)}{(a)}$					i	
	大規模法人合計の株式数又は出資金額 (k)					j	
	保有割合 $\frac{(e)}{(a)}$					計 (g)+(h)+(i)+(j)	
<p>この表の各欄は、期末の現況により記載するほか、次によります。</p> <p>1 「保有割合 d」が50%以上となる場合又は「保有割合 f」が3分の2（66.666%）以上となる場合には、この法人税額の特別控除の規定の適用はありませんから注意してください。</p> <p>2 「大規模法人の保有する株式数等の明細 g～k」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本又は出資の金額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金額の最も多いものから順次記載します。</p>							